

議案第40号 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

市の新型コロナウイルス感染症対策の財源の一部に充てるため、令和2年7月7日から令和3年3月31日までの間、市長の給料月額を50パーセント減額することとし、そのための規定を追加するもの。

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
附 則	<p>附 則</p> <p><u>26 令和2年7月7日から令和3年3月31日までの間における市長の給料月額は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし，期末手当の額の算定基礎となる市長の給料月額については，同条に定める額とする。</u></p>	追加